

老 発 0730 第 9 号
令和 8 年 7 月 30 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

令和 8 年度（令和 7 年度からの繰越分）地域のケアマネジメント提供体制確保支援事業の実
施について

標記については、別紙のとおり「令和 8 年度（令和 7 年度からの繰越分）地域のケアマネジメント提供体制確保支援事業実施要綱」を定め、令和 8 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

各都道府県におかれては、本事業に積極的に取り組まれるよう特段のご配慮をお願いする。

令和8年度（令和7年度からの繰越分）地域のケアマネジメント提供体制確保支援事業実施要綱

1 目的

介護支援専門員の役割の重要性が増大している一方で、介護支援専門員の人数が減少傾向にあり、高齢化も進んでいることから、利用者のために質の高いケアマネジメントを実現するため、介護支援専門員がケアマネジメント業務に注力することができるよう、業務負担を軽減しつつ、なり手を確保していくことが必要である。

このため、介護支援専門員の人材確保体制の構築による安心して働き続けられる環境整備に向けた取組や業務負担軽減のための取組、事業所の経営改善に向けた取組など、都道府県が地域の実情に応じた最適な支援策を柔軟に実施できるよう、地域のケアマネジメント提供体制の確保に向けた総合対策を行うことを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県とする。

なお、本事業を適切、公正、中立かつ効果的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人又は特定非営利活動法人その他の都道府県等が適当と認める民間団体に、本事業の全部又は一部を委託することができるものとする。

3 事業内容

実施主体は、次に掲げる事業を実施することができるものとする。なお、本事業を委託により実施する場合は、実施する事業の内容について、受託事業者と十分な協議を行うこと。

(1) 介護支援専門員人材確保支援事業

実施主体は、中山間・離島等地域の特性や事業所規模等に応じた人材確保を推進するほか、介護支援専門員の復職を支援するため、以下に掲げる経費を対象に支援を行う。

ア 中山間地域等・離島等地域における採用活動の支援

中山間地域等（「厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域」（平成21年厚生労働省告示第83号）の第一号に定める地域をいう。以下同じ。）及び離島等地域（「厚生労働大臣が定める地域」（平成24年厚生労働省告示第120号）に掲げる地域をいう。以下同じ。）に所在する事業所が、当該地域外の求職者に対して採用活動を実施する場合に、地理的条件等により発生するかかり増し経費を対象とする。

【対象経費の例】

- ・ 離島等地域に所在する事業所で、介護支援専門員のインターンの受け入れや

職場体験等を実施するにあたり、定期船の運航時間その他の事情で参加者の滞在が必要となる場合に要する経費

- ・ 中山間地域等に所在する事業所で、都市部等で実施される合同説明会や就職フェアなどに出展する場合の移動に係る経費

イ 「潜在ケアマネジャー」の復職支援

介護支援専門員の業務に従事していないいわゆる「潜在ケアマネジャー」の復職を支援するため、都道府県等が実施する「潜在ケアマネジャー」に関する実態把握のためのアンケート調査や、合同説明会・事業所見学、事業所とのマッチングの支援、復職支援・スキルアップ支援に資する情報提供や相談対応等、「潜在ケアマネジャー」が復職しやすい環境の整備に要する経費を対象とする。

ウ その他人材確保支援に必要な支援

ア及びイのほか、その目的の範囲内において、人材確保支援のために有効であると実施主体が認めた取組に要する経費を対象とする。ただし、他の補助金等で措置されているものは本事業の対象としない。

(2) 介護支援専門員業務負担軽減支援事業

実施主体は、居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所及び介護予防ケアマネジメント事業所に属する介護支援専門員の業務負担の軽減を図るため、以下に掲げる経費を対象に支援を行う。

ア 事業所内のタスクシフト支援

事業所内において、事務的な業務のタスクシフトを促進するため、事務職員の採用活動（ケアマネジャーの経験を有する者の活用を含む。）や研修にかかる経費を対象とする。

イ シャドウワークに関する相談窓口の創設支援

介護支援専門員がやむを得ず対応している法定業務以外の業務（シャドウワーク）について、市区町村等による相談窓口の設置やその運営にかかる経費を対象とする。

ウ シャドウワークに関するつなぎ先の創設支援

介護支援専門員のシャドウワークの受け皿創設にかかる立ち上げのための経費を対象とする。

エ その他業務負担軽減に必要な支援

アからウまでのほか、その目的の範囲内において、介護支援専門員の業務負担軽

減（安全確保対策やハラスメント対策を含む）のために有効であると実施主体が認めた取組に要する経費を対象とする。ただし、他の補助金等で措置されているものは本事業の対象としない。

（３）居宅介護支援事業所等経営改善支援事業

実施主体は、居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所及び介護予防ケアマネジメント事業所の経営基盤の強化や経営状況の改善等に資するため、以下に掲げる経費を対象に支援を行う。

ア 経営改善の支援

実施主体が、管内事業所の経営基盤の強化や大規模化・協働化等による経営状況の改善、各種加算の新規取得支援、介護支援専門員が長く働き続けられる勤務環境の整備等を目的とした専門家（コンサルタント事業者や社会保険労務士等）と契約し、巡回派遣するための経費等を対象とする。

なお、居宅介護支援事業所が個別にコンサルタント事業者等への委託や事務作業を行うための臨時職員を雇用することも可能とする。

イ 利用者確保等のための広報活動に関する支援

居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所及び介護予防ケアマネジメント事業所が利用者や介護支援専門員等の職員の確保のために行うホームページの開設・改修に係る経費や広報宣材（リーフレット、チラシ等）の作成・印刷等の広報に要する経費を対象とする。

ウ その他経営改善に必要な支援

ア及びイのほか、その目的の範囲内において、経営基盤の強化や経営状況の改善のために有効であると実施主体が認めた取組に要する経費を対象とする。ただし、他の補助金等で措置されているものは本事業の対象としない。

4 対象事業所等

対象事業所等は、３の（１）、（２）及び（３）に掲げるそれぞれの事業内容ごとに以下のとおりとする。（都道府県・市町村が自ら実施する場合を除く。）

（１）介護支援専門員人材確保支援事業

居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、特定施設入居者生活介護事業所、介護予防特定施設入居者生活介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、介護予防小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、地域密着型特定施設入居者生活介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、介護予防認知症対応型共同生活介護事業所、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保

健施設、介護医療院、介護予防ケアマネジメント事業所

(2) 介護支援専門員業務負担軽減支援事業

- ・ 3 (2) ア及びエについては、居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所及び介護予防ケアマネジメント事業所を対象とする。
- ・ 3 (2) ウについては、地域の公共的・公益的な団体等を対象とする。なお、公正中立の観点から個別の居宅介護支援事業所・介護予防支援事業所は含まない。

(3) 居宅介護支援事業所等経営改善支援事業

居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所及び介護予防ケアマネジメント事業所

5 補助基準額

本事業の補助額は、3 の (1)、(2) 及び (3) 合わせて 1 都道府県あたり 3,000 万円を上限とする。

なお、補助基準額によりがたい場合は個別に国に対して協議をすることとする。

6 その他留意事項

(1) 補助の申請手続

- ・ 経費の補助を受けようとする事業所は、当該事業所が所在する都道府県（都道府県が市区町村に補助を行って事業実施する場合は市区町村）に対してその旨の申請を行う。
- ・ 複数の事業所を有する法人については、同一の実施主体の都道府県（都道府県が市区町村に補助を行って事業実施する場合は市区町村）に所在する事業所分について、一括して申請することができる。

(2) 経費の算定

- ・ 事業所は、3 (1)、(2) 及び (3) の補助をすべて受けることができる。
- ・ この実施要綱に基づき実施する事業に必要な経費（他の補助金等の対象となる支援は除く。）については、別に定める交付要綱により、予算の範囲内で国庫補助を行うことができるものとする。